

中学校就学奨励及び心身障害者通所作業訓練事業補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、鳥取市教育福祉振興基金条例（昭和60年鳥取市条例第22号）の規定に基づき、次条に定める補助金を交付することについて鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号、以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の種類)

第2条 補助金の種類は、鳥取市に居住する中学校の優良な生徒で、経済的に恵まれない者に教材費等を交付する補助金（以下「第1号補助金」という。）及び鳥取市の心身障害者通所作業訓練事業所へ交付する補助金（以下「第2号補助金」という。）の二種類とする。

(交付の対象)

第3条 第1号補助金の交付対象者は、予算の範囲内において学校長の推薦により教育委員会が決定する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、第2条の補助金を交付する当該年度予算に定める額の範囲内によって別に定める。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、第1号補助金にあつては、中学校就学奨励補助金交付申請書（様式第1号）を教育委員会へ、第2号補助金にあつては、規則第4条の補助金交付申請書（様式第1号）を福祉保健部へ、それぞれ提出しなければならない。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。